

育児休業から復職した方は、申出により復職後の報酬に応じた標準報酬に改定できます

経理 担当
☎06-6941-2857

育休から復職した場合、任意で「育児休業等終了時改定」の申し出をすることにより、復職後の報酬に基づく標準報酬に改定できます。特に、育児短時間勤務や育児部分休業の取得等で復職後の報酬が下がる方は、申出により標準報酬が下がる場合があります。

対象者	育児休業等終了日において3歳未満の子を養育する方	
対象となる報酬	育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月の報酬の平均 (例) ①4月 1日復職の場合：4～6月の報酬の平均 ②4月20日復職の場合：支払い基礎日数が17日未満の月は対象より除くため、4月を除いた5～6月の報酬の平均	
改定の時期	育児休業等終了日の翌日が属する月から4か月目 (例) 4月中の復職の場合、7月に改定	
所属	A 府立学校及び府教育庁	B A以外の所属
申請方法	SSC入力による申請 (共済互助関係 → 終了時改定の申出)	「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を共済組合へ提出 ※様式は HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 諸用紙のダウンロード → 掛金関係の様式 → 標準報酬関係
申請時期	育児休業等終了日の翌日が属する月の翌月末まで (例) 4月中の復職 → 5月末まで ※期限内にSSC入力ができなかった場合は、Bの方法で申出てください。	育児休業等が終了した日から2年間 ※ただし、改定の時期を過ぎて申出があった場合は、掛金等の遡及調整が必要となるため、可能な限りAと同じ期限内に申出てください。

- 標準報酬が下がると、徴収される掛金の額は下がりますが、各種給付金（育児休業手当金等）の額を算定する基準も下がりますので、ご注意ください。
- 復職後の報酬によっては、申出により標準報酬が上がる場合もあります。詳しくは「教職員のための共済のしおり令和5年3月改訂版」をご覧ください。

[HP](#) [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#) → 刊行物 → 教職員のための共済のしおり



☆年金算定に用いる標準報酬月額3歳未満の養育特例については、「共済おおさか218号（令和4年8月）」p.14をご覧ください。年金担当（06-6941-2864）へお問い合わせください。

[HP](#) [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#) → 刊行物 → 共済おおさか → 第218号（14ページ）



ご質問にお答えします！

経理 担当
☎06-6941-2857

Q 鉄道会社の運賃改定により4月から通勤手当が増額となります。毎月控除される掛金額に影響はありますか？

A 7月から掛金額が高くなる可能性があります。掛金の算定の基礎となる標準報酬月額について、固定的給与に変動があり、報酬の額が著しく変動した場合、標準報酬の随時改定が行われます。固定的給与である通勤手当が4月から増額となった場合、4～6月の3ヶ月の報酬の平均額をもとに算出される標準報酬と従前の標準報酬を比較し、2等級以上高い場合は、7月から標準報酬が高くなります。なお、7月に随時改定が行われた場合は、その年の9月の定時決定は行われません。

